

(証券コード 3840)  
平成27年6月11日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門五丁目1番5号  
パ ス 株 式 会 社  
代表取締役CEO 柴 田 励 司

## 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区下宮比町2番12号  
株式会社ディスコ 神楽坂 Human Capital Studio 地下1階 B1ホール  
(昨年の定時株主総会と会場が異なっております。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第25期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第25期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
第3号議案 特定引受人との間の総数引受契約の承認の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び定款第14条の規定により、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.pathway.co.jp>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①及び②の事項となります。

会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①及び②の事項となります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.pathway.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

〔平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで〕

### I 企業集団の現況

#### 1. 当事業年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融緩和策を背景に企業収益が改善し、緩やかな回復基調で推移する一方、消費税増税による消費の落ち込みが想定以上に長引いており、円安による原材料価格の上昇、世界各地における政情不安や景気の減速や海外経済の下振れなどの懸念材料があり、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような事業環境のもと当社グループでは、平成26年3月の第三者割当増資実施後、平成26年7月1日より新たな経営体制・経営戦略をもって事業の成長を推し進めていくこと、及び新たな企業イメージ構築を目的とし、イー・キャッシュ株式会社からパス株式会社への商号変更を行っております。また、平成26年7月7日より効率的な業務運営の推進を目的とし、本店の所在の場所を東京都渋谷区より東京都港区へ移転しております。加えて、平成27年3月25日より旅行事業を営む株式会社アトラスは、商号を変更しパス・トラベル株式会社とし、東京都渋谷区から東京都港区へ移転しております。

また、当社の経営陣は、これまで上場企業や非上場企業で経営戦略、事業戦略の立案及び推進に携わり、数多くの企業再生及び事業再生の実績を持ち、成果を上げてきました。その経験を活用し、当社は、平成26年7月1日より戦略コンサルティングサービスを強みの1つとして展開しております。これにより、報告セグメント「コンサルティング事業」を新たに追加しております。

当連結会計年度より、株式会社P A T Hマーケット及び株式会社giftを連結子会社といたしました。これにより、報告セグメント「メディア事業」を新たに追加しております。

当社グループは、事業構造の改革と新規事業の立ち上げに継続的に取り組みましたが、結果、新規事業に伴う諸費用や増資に伴う費用発生等により、通期における黒字化の達成までには至っておらず、十分な成果を上げることができませんでした。

この結果、売上高は前連結会計年度に比べ231,632千円増加し616,900千円（前連結会計年度比60.1%増）となりました。営業損失は前連結会計年度に比べ61,367千円悪化し159,238千円（前連結会計年度は営業損失97,871千円）となりました。また、経常損失は前連結会計年度に比べ52,455千円悪化し175,362千円（前連結会計年度は経常損失122,906千円）、当期純損失はほぼ前連結会計年度並みの150,051千円（前連結会計年度は当期純損失150,126千円）となりました。

当社グループは、当社が営む「コンサルティング事業」及び「決済代行業」と当社連結子会社であるパス・トラベル株式会社が営む「旅行事業」、株式会社giftが営む「メディア事業」の4つの報告セグメントにより構成されております。

① コンサルティング事業

当連結会計年度より、業績改善・収益向上に寄与する事業としてコンサルティング事業を開始いたしました。

当連結会計年度の売上高は60,907千円、営業利益49,818千円となりました。

② 決済代行業

当事業は、電子商取引を行うEC事業者に対するクレジットカード決済処理サービスの提供並びにクレジットカード会社との加盟店契約代行及び売上代金の収納代行を行う決済代行サービスを行っております。

当連結会計年度の売上高は11,108千円（前連結会計年度は18,787千円）、営業利益は3,290千円（前連結会計年度は営業損失828千円）となりました。

③ 旅行事業

当事業は、連結子会社であるパス・トラベル株式会社により、手作り旅行（オリジナル・オーダーメイド）を中心に、海外・国内業務渡航の手配業務及び企画販売と学術渡航の手配業務及び企画販売等を行っております。

当連結会計年度の売上高は432,198千円（前連結会計年度は366,479千円）、営業損失は9,160千円（前連結会計年度は営業損失17,824千円）となりました。

④ メディア事業

当事業は、当連結会計年度より連結子会社となった株式会社giftにより、月刊雑誌「DRESS」を展開しております。「DRESS」は、購買意欲の高い女性読者を対象に個性的な編集方針で趣味・趣向が反映されております。

これにより、この雑誌「DRESS」の販売収入・広告収入等により、当連結会計年度の売上高は112,685千円、営業損失は74,262千円となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、今後も新株予約権の行使促進等を含めた資本政策の実施を検討してまいります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、次のとおりであります。

##### I 既存事業における安定した収益の確保と収益力の強化

既存事業においては、安定した売上を確保し、徹底した固定費削減によって収益性を改善することで、早期に営業利益黒字化を達成することが最大の課題であると認識しております。

###### ① コンサルティング分野の開拓

業績改善及び収益向上に寄与する事業として、クライアント企業の企業価値を高めることを目的とした、コンサルティングサービスを提供し、引き続き当分野の開拓に努めてまいります。

###### ② 課金分野の開拓

業績の安定成長を実現するため、個人や企業にクレジットカード決済が浸透しつつあるなか、当社がもつ決済代行サービスを活用し、引き続き当分野の開拓に努めてまいります。

###### ③ 旅行業分野の開拓

旅行業において、企画提供する旅行サービスや損害保険事業のWeb決済を可能とし、決済代行事業の取扱高の増加、決済スピードを速めることでのサービスの向上を図り、当分野の開拓に努めてまいります。

###### ④ メディア事業の推進

メディア事業において、生活者の発信が市場をつくる「コミュニティ型マーケット」という新たな経済圏を創出するよう当分野の推進に努めてまいります。

##### II 新規事業の創設

新規事業による新たな収益基盤の構築を図るべく、戦略的事業提携及びM&Aも含めた新規事業の創設を進めてまいります。既存事業以外の新たな事業領域への参入を積極的に実行し、当事業をコンサルティング事業、決済代行事業、旅行事業及びメディア事業に続く、コア事業の1つとして成長させてまいります。

##### III 資本政策の促進

当社は、今後も新株予約権の行使促進等を含めた資本政策の実施を検討してまいります。

##### IV コーポレートガバナンスの強化

意思決定プロセスの体系化、内部管理体制の強化、コンプライアンスの徹底をより一層充実させ、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において営業損失97,871千円、当期純損失150,126千円を計上し、当連結会計年度におきましても、営業損失159,238千円（前連結会計年度比61,367千円増）、当期純損失150,051千円（前連結会計年度比75千円減）を計上しております。

今後下記対策を講じ、当該状況の解消又は改善に向けて努めてまいります。

I 企業集団の現況 1. 当事業年度の事業の状況 (4) 対処すべき課題 記載同様、既存事業における安定した収益の確保と収益力を強化し、新規事業による新たな収益基盤を構築し、戦略的事業提携及びM&Aも含めた新規事業の創設を進めてまいります。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

## 2. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 22 期 (平成24年 3 月期)	第 23 期 (平成25年 3 月期)	第 24 期 (平成26年 3 月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (平成27年 3 月期)
売 上 高 (千円)	333,955	116,941	385,267	616,900
当 期 純 損 失 (千円)	247,725	103,250	150,126	150,051
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (円)	38.02	17.56	25.43	17.69
総 資 産 (千円)	104,993	127,487	124,674	637,732
純 資 産 (千円)	37,986	△ 67,528	39,915	384,449
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	6.07	△ 11.48	4.22	32.54

(注) 1. △印は債務超過を示しております。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

3. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

4. 売上高には、税込処理を採用している一部の子会社を除き消費税等は含まれておりません。

5. 当社は、平成26年1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

## (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 22 期 (平成24年 3 月期)	第 23 期 (平成25年 3 月期)	第 24 期 (平成26年 3 月期)	第 25 期 (当事業年度) (平成27年 3 月期)
売 上 高 (千円)	104,512	26,181	18,787	72,016
当 期 純 損 失 (千円)	234,163	103,874	148,843	162,067
1 株当たり当期純損失 (円)	35.94	17.67	25.21	19.11
総 資 産 (千円)	99,033	86,529	87,069	395,249
純 資 産 (千円)	41,104	△ 65,035	43,693	357,343
1 株当たり純資産額 (円)	6.60	△ 11.06	4.72	31.79

- (注) 1. △印は債務超過を示しております。  
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。  
3. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。  
4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
5. 当社は、平成26年1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

### 3. 重要な子会社の状況（平成27年3月31日現在）

会社名	住所	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
パス・トラベル株式会社 (旧社名：株式会社アトラス) (注) 2、3	東京都港区	40,000千円	100.0	手作り旅行、海外業務渡航の手配業務及び企画販売業務他
株式会社gift (注) 2、4、5	東京都渋谷区	45,000千円	71.5	雑誌「DRESS」の編集・出版等
株式会社PATHマーケット (注) 2	東京都港区	50,000千円	80.0	通販事業

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社です。

株式会社アトラスは、商号を変更しパス・トラベル株式会社となっております。また、当連結会計年度より、株式会社PATHマーケット及び株式会社giftを連結子会社といたしました。

2. 特定子会社に該当しております。

3. パス・トラベル株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	432,198千円
	(2) 経常損失	9,928千円
	(3) 当期純損失	10,025千円
	(4) 純資産額	16,598千円
	(5) 総資産額	43,158千円

4. 株式会社giftについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	112,374千円
	(2) 経常損失	74,238千円
	(3) 当期純損失	74,418千円
	(4) 純資産額	28,349千円
	(5) 総資産額	255,444千円

5. 株式会社giftについては、当連結会計年度末で28,349千円の債務超過となっております。

#### 4. 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

企業集団の主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業	主要サービス等
コンサルティング事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営コンサルティング：成長戦略のアドバイザー業務</li> <li>・ファイナンシャルアドバイザー：資本政策のアドバイザー業務</li> <li>・ビジネスコンサルティング：企業ネットワークのアドバイザー業務</li> </ul>
決済代行事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子商取引を行うEC事業者に対するクレジットカード決済処理サービスの提供</li> <li>・EC事業者に対するクレジットカード決済に関わるクレジットカード会社との加盟店契約代行及び売上代金の収納代行業務</li> </ul>
旅行事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手作り旅行、海外業務渡航の手配業務及び企画販売業務</li> <li>・国際線、国内線航空券の業務渡航の手配業務及び企画販売業務</li> <li>・各種パッケージツアーの販売</li> <li>・その他旅行関係の商品販売や手配等</li> </ul>
メディア事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑誌「DRESS」の編集・出版等</li> </ul>

#### 5. 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

当社	（本社）東京都港区
バス・トラベル株式会社 （旧社名：株式会社アトラス）	（本社）東京都港区
	（事務所）京都府京都市
株式会社gift	（本社）東京都渋谷区
株式会社PATHマーケット	（本社）東京都港区

## 6. 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比増減
コンサルティング事業	1名	1名増
決済代行事業	1名	—
旅行事業	7名	2名増
メディア事業	9名	9名増
全社共通	2名	—
合計	20名	12名増

- (注) 1. 使用人数には、受入出向者を含め使用人兼務取締役及び社外への出向者並びに臨時従業員は含まれておりません。
2. 株式会社giftを連結子会社化したことに伴い、当連結会計年度において、メディア事業に9名の従業員数が増加しました。また、当該連結子会社が加わったことにより、セグメントの名称として新たにメディア事業を追加しております。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
4名	1名増

- (注) 使用人数には、使用人兼務取締役及び社外への出向者並びに臨時従業員は含まれておりません。

## Ⅱ 会社の状況

### 1. 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 33,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 11,633,800株 (自己株式646,000株を含む)  
(3) 株主数 3,625名 (前期末比1,868名増)  
(4) 大株主 (10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
Oakキャピタル株式会社	3,812,200	34.70
日本証券金融株式会社	763,400	6.95
玉川昌範	306,600	2.79
榎淳一郎	150,200	1.37
諸橋康裕	117,700	1.07
下條正人	99,000	0.90
佐藤恭一	96,800	0.88
坂田修	84,800	0.77
小山静雄	80,000	0.73
丸山博之	74,000	0.67

- (注) 1. 当社は、自己株式を646,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式 (646,000株) を控除して計算しております。  
3. 当社は、平成26年1月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。  
なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

## 2. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

平成27年3月4日開催の取締役会決議による第7回新株予約権

- |              |  |
|--------------|--|
| ① 新株予約権の払込金額 | 4,823,000円   |
| ② 新株予約権の行使価額 | 1個につき700円  |
| ③ 新株予約権の行使条件 | イ. 新株予約権者は、当社が東京証券取引所に提出する i) 平成28年3月期決算短信に記載された連結経営成績（連結経営成績を作成していない場合は、経営成績。以下、同じ。）における当期純利益が黒字の場合、または ii) 平成29年3月期決算短信に記載された連結経営成績における当期純利益が黒字の場合のみ、それぞれ以下の期間において本新株予約権を行使することができる。<br>i) の場合<br>平成28年10月3日より2年間<br>ii) の場合<br>当該決算短信公表日の翌日より2年間<br>なお、i) に規定する行使の条件が適用された場合、ii) の如何にかかわらず、本新株予約権を行使することができる期間は、i) の場合に規定する期間とする。 |
- ロ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員であること、または当社子会社の取締役もしくは従業員であること（これらいずれかの地位を任期満了、社内規則に従って退任または退職した後、これらいずれかの地位に就任する場合を含む。）を要する。
- ハ. 上記ロ. にかかわらず、新株予約権者に対して解任または免職もしくは懲戒解雇が行われた場合には、本新株予約権を行使することができない。
- ニ. 上記ロ. にかかわらず、新株予約権者は、故意または重大な過失によって、当社に甚大な損害を与えた場合は、本新株予約権を行使することができない。
- ホ. 上記ロ. にかかわらず、新株予約権者は、禁固以上の刑に処せられた場合、判決の確定以後、本新株予約権を行使することができない。
- ヘ. 上記ロ. にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ト. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年10月3日から平成31年10月1日まで  
 ⑤ 当社役員等の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有人数
当社取締役	5,000個	普通株式 500,000株	2名
当社社外取締役	750個	普通株式 75,000株	1名
当社監査役	500個	普通株式 50,000株	1名
当社社外監査役	300個	普通株式 30,000株	1名
当社子会社取締役	340個	普通株式 34,000株	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
 平成27年3月4日開催の取締役会決議による第7回新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 378,000円  
 ② 新株予約権の行使価額 1個につき700円  
 ③ 新株予約権の行使条件
- イ. 新株予約権者は、当社が東京証券取引所に提出する i) 平成28年3月期決算短信に記載された連結経営成績（連結経営成績を作成していない場合は、経営成績。以下、同じ。）における当期純利益が黒字の場合、または ii) 平成29年3月期決算短信に記載された連結経営成績における当期純利益が黒字の場合のみ、それぞれ以下の期間において本新株予約権を行使することができる。
- i) の場合  
 平成28年10月3日より2年間
- ii) の場合  
 当該決算短信公表日の翌日より2年間
- なお、i) に規定する行使の条件が適用された場合、ii) の如何にかかわらず、本新株予約権を行使することができる期間は、i) の場合に規定する期間とする。
- ロ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員であること、または当社子会社の取締役もしくは従業員であること（これらいずれかの地位を任期満了、社内規則に従って退任または退職した後に、これらいずれかの地位に就任する場合を含む。）を要する。

- ハ. 上記ロ. にかかわらず、新株予約権者に対して解任または免職もしくは懲戒解雇が行われた場合には、本新株予約権を行使することができない。
- ニ. 上記ロ. にかかわらず、新株予約権者は、故意または重大な過失によって、当社に甚大な損害を与えた場合は、本新株予約権を行使することができない。
- ホ. 上記ロ. にかかわらず、新株予約権者は、禁固以上の刑に処せられた場合、判決の確定以後、本新株予約権を行使することができない。
- ヘ. 上記ロ. にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ト. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

④ 新株予約権の行使期間

平成28年10月3日から平成31年10月1日まで

⑤ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	交付人数
当社従業員	320個	普通株式 32,000株	2名
当社子会社従業員	220個	普通株式 22,000株	3名

(3) 現に発行している新株予約権

① 第4回新株予約権

発行決議の日	平成18年3月27日
新株予約権の数	14個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 14,000株(本新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額	－円
行使価額	22,000円
新株予約権の行使期間	自平成20年3月28日 至 平成28年3月26日

- (注) 1. 平成18年12月8日付1株を10株に分割「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。  
2. 当社は、平成26年1月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。従いまして、同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数及び行使に際して出資される1株当たりの財産の価額が、それぞれ分割割合に応じて調整されております。

② 第6回新株予約権

発行決議の日	平成26年3月11日
新株予約権の数	3,965個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,982,500株(本新株予約権1個につき500株)
新株予約権の発行価額	2,819,115円(本新株予約権1個当たり711円)
行使価額	1株当たり141円
新株予約権の行使期間	自平成26年3月28日 至 平成28年3月27日

- (注) 当社は、平成26年1月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。従いまして、同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数及び行使に際して出資される1株当たりの財産の価額が、それぞれ分割割合に応じて調整されております。

③ 第7回新株予約権

発行決議の日	平成27年3月4日
新株予約権の数	7,430個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 743,000株(本新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	5,201,000円(本新株予約権1個当たり700円)
行使価額	1株当たり7円
新株予約権の行使期間	自平成28年10月3日 至 平成31年10月1日

- (注) 当社は、平成26年1月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。従いまして、同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数及び行使に際して出資される1株当たりの財産の価額が、それぞれ分割割合に応じて調整されます。

### 3. 会社役員 の 状 況

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役CEO	しば 柴 た 田 れい じ 司 励	株式会社Indigo Blue代表取締役 株式会社テレコムスクエア社外取締役
代表取締役COO	たき や とも ゆき 瀧 谷 知 之	株式会社コラビー代表取締役 株式会社Indigo Blue取締役
取 締 役	なか むら しん いち 中 村 晋 一	株式会社メディビックグループ監査役
取 締 役 (注) 1、3	たか はし よし あき 高 橋 義 昭	シンクファクトリー高橋研究所代表 株式会社日本アクア社外監査役
常 勤 監 査 役	ふく だ まさる 福 田 優	
監 査 役 (注) 2、4	き とら まさ ゆき 木 寅 雅 之	木寅税務会計事務所代表税理士
監 査 役 (注) 2、5	にし ざわ しげ ふみ 西 澤 滋 史	西澤綜合法律事務所代表弁護士 株式会社Indigo Blue監査役

- (注) 1. 取締役高橋義昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査役木寅雅之氏及び西澤滋史氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役高橋義昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役木寅雅之氏は、税理士であります。
5. 社外監査役西澤滋史氏は、弁護士であります。
6. 取締役だった小山静雄氏、武内秀之氏及び柳本友幸氏は、平成26年6月27日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
7. 監査役だった東山一氏、瀧本敏彦氏及び高橋壮志氏は、平成26年6月27日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

#### (2) 代表取締役の異動

平成26年5月23日をもって、代表取締役は小山静雄氏から中村晋一氏に異動しております。

平成26年6月27日をもって、代表取締役は中村晋一氏から柴田励司氏及び瀧谷知之氏に異動しております。

### (3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	退任役員支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	23,190千円 (3,900千円)	4,290千円 (1,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (5名)	9,000千円 (5,400千円)	1,800千円 (1,800千円)
合計 (うち社外役員)	13名 (8名)	32,190千円 (9,300千円)	6,090千円 (3,000千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給人員には、平成26年6月27日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役2名)を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の支給人員には、平成26年6月27日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名(うち社外監査役3名)を含んでおります。
5. 監査役の報酬限度額は、平成17年5月27日開催の臨時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 取締役 高橋 義昭

- i. 他の法人等との業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外取締役高橋義昭氏は、シンクファクトリー高橋研究所代表及び株式会社日本アクア社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。
- iv. 当社又は当社の人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係  
該当事項はありません。
- v. 当該事業年度における主な活動内容  
社外取締役高橋義昭氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、平成26年6月27日就任後に開催された取締役会30回の内、30回に出席し、議案審議等の疑問点等明らかにするため発言を適宜行っております。  
当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所にその旨を届け出ております。

vi. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とするものです。

② 取締役 武内 秀之

当該事業年度における主な活動内容

社外取締役であった武内秀之氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、平成26年4月1日より平成26年6月27日の辞任までに開催された取締役会4回の内、4回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っておりました。

③ 取締役 柳本 友幸 (旧姓：山村)

当該事業年度における主な活動内容

社外取締役であった柳本友幸氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、平成26年4月1日より平成26年6月27日の辞任までに開催された取締役会4回の内、3回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っておりました。

④ 監査役 木寅 雅之

i. 他の法人等との業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役木寅雅之氏は、税理士であり、木寅税務会計事務所代表税理士を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

iv. 当該事業年度における主な活動内容

社外監査役木寅雅之氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、平成26年6月27日就任後に開催された取締役会30回及び監査役会14回の内、取締役会18回及び監査役会14回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っております。

v. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とするものです。

⑤ 監査役 西澤 滋史

i. 他の法人等との業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役西澤滋史氏は、弁護士であり、西澤綜合法律事務所代表弁護士及び株式会社Indigo Blue監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。

iv. 当該事業年度における主な活動内容

社外監査役西澤滋史氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、平成26年6月27日就任後に開催された取締役会30回及び監査役会14回の内、取締役会17回及び監査役会14回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っております。

v. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とするものです。

⑥ 監査役 東山 一

当該事業年度における主な活動内容

社外監査役であった東山一氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、平成26年4月1日より平成26年6月27日の辞任までに開催された取締役会4回及び監査役会4回の内、取締役会4回及び監査役会4回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っておりました。

⑦ 監査役 濱本 敏彦

当該事業年度における主な活動内容

社外監査役であった濱本敏彦氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、平成26年4月1日より平成26年6月27日の辞任までに開催された取締役会4回及び監査役会4回の内、取締役会4回及び監査役会4回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っておりました。

⑧ 監査役 高橋 壮志

当該事業年度における主な活動内容

社外監査役であった高橋壮志氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、平成26年4月1日より平成26年6月27日の辞任までに開催された取締役会4回及び監査役会4回の内、取締役会4回及び監査役会4回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っておりました。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 清和監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の要求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

## 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程を制定し、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、同時にこれらを遵守する体制及び企業風土を構築する。また、内部監査により業務内容及び相互牽制の実態を把握すると共に、職務の執行が法令、定款及び諸規程に基づき行われているか監査を実施し、その結果を社長が把握することにより適切な遵守体制の運用が図られていることを確認する。また、内部通報制度を設け、社員自らの防止意識が適切に反映されている仕組みを確保する。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、事後的に確認ができるよう適切かつ確実に保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役はこれらの文書を閲覧することができる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、これによりリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則、毎月1回の定時取締役会、また、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る意思決定を行うと共に、取締役相互の業務執行状況の監督を行う。

### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

当社は、子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社管理部はこれらを管理する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について、当社との事前協議を行うものとする。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき組織として管理部がこれを担当し、監査役関係の書類保存、議事録の作成など監査役に関する事務局を務める。

- (7) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うと共に、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。
- ① 会社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題。
  - ② その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、社長及び他の取締役と適宜意見交換会を行う。社長及び他の取締役は、監査役より助言・提言を受けた時は、必ずその対応策を監査役に回答する。
  - ② 監査役は、事業年度毎に監査に必要な監査予算を策定し、会社はそれをその事業年度の会社予算に計上する。
  - ③ 内部監査担当取締役は、会社の内部監査計画及び監査結果を監査役に報告し、監査役監査と内部監査が連携できるような便宜を図るものとする。
  - ④ 会計担当取締役は、監査役と監査法人との間の情報交換等の連携を図れるように、監査法人による会計監査及び監査報告会のスケジュールを監査役に事前に連絡し、監査法人の監査報告書を監査役に提出する。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況  
当社は、「反社会的勢力とは関わりを持たず、また、不法・不当な要求があった場合には、組織的に毅然とした態度で要求を拒絶する」ことを基本方針としており、反社会的勢力との関連性が思慮される事実その他紛争等に発展する可能性のある事実については、直ちに部門長に報告し、然るべき対応を行うことをコンプライアンス規程に定めております。  
また、新規の取引先企業及び社員を採用する際については、反社会的勢力と関わりがないことについて外部機関を活用してチェックしております。

(注) なお、上記には事業年度中の体制を記載しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>620,791</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>249,746</b>
現金及び預金	349,139	支払手形	77,698
売掛金	225,097	買掛金	53,684
商品及び製品	1,198	1年内返済予定の長期借入金	5,350
仕掛品	12,166	未払金	39,381
未収入金	19,362	前受金	26,153
前渡金	14,410	未払法人税等	3,785
その他	3,468	加盟店預り金	6,999
貸倒引当金	△4,053	賞与引当金	2,310
		返品調整引当金	28,137
		その他	6,246
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,941</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,536</b>
有形固定資産	407	退職給付に係る負債	3,536
建物及び構築物	407		
無形固定資産	555	<b>負 債 合 計</b>	<b>253,283</b>
ソフトウェア	555		
投資その他の資産	15,978	<b>純 資 産 の 部</b>	
敷金及び保証金	15,978	株主資本	357,562
		資本金	1,048,832
		資本剰余金	1,051,834
		利益剰余金	△1,685,998
		自己株式	△57,106
		新株予約権	8,020
		少数株主持分	18,867
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>384,449</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>637,732</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>637,732</b>

## 連結損益計算書

〔平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		616,900
売 上 原 価		535,892
売 上 総 利 益		81,007
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		240,246
営 業 損 失		159,238
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	57	
故 紙 売 却 収 入	349	
そ の 他	198	604
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	257	
株 式 交 付 費	15,870	
そ の 他	599	16,728
経 常 損 失		175,362
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	33,642	33,642
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	272	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	22,990	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	4,606	
本 店 移 転 費 用	629	28,498
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		170,218
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,195	1,195
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		171,413
少 数 株 主 損 失		△21,362
当 期 純 損 失		150,051

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から〕  
〔平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
平成26年4月1日 残高	811,201	814,203	△1,535,947	△57,106	32,351	7,564	—	39,915
連結会計年度中の変動額								
新株の発行	237,631	237,631			475,262			475,262
当期純損失			△150,051		△150,051			△150,051
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	455	18,867	19,322
連結会計年度中の変動額合計	237,631	237,631	△150,051	—	325,210	455	18,867	344,533
平成27年3月31日 残高	1,048,832	1,051,834	△1,685,998	△57,106	357,562	8,020	18,867	384,449

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	289,537	流動負債	37,906
現金及び預金	273,518	買掛金	1,617
売掛品	473	未払金	11,971
前払費用	1,153	未払費用	389
未収入金	9,000	未払法人税等	3,515
関係会社短期貸付金	35,000	前受金	12,320
未収消費税等	1,501	加盟店預り金	6,999
貸倒引当金	△31,109	預り金	1,091
固定資産	105,712	負債合計	37,906
有形固定資産	407	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	407	株主資本	349,323
無形固定資産	555	資本金	1,048,832
ソフトウェア	555	資本剰余金	1,051,834
投資その他の資産	104,749	資本準備金	1,051,834
関係会社株式	98,324	利益剰余金	△1,694,237
敷金及び保証金	6,424	その他利益剰余金	△1,694,237
資産合計	395,249	繰越利益剰余金	△1,694,237
		自己株式	△57,106
		新株予約権	8,020
		純資産合計	357,343
		負債純資産合計	395,249

## 損益計算書

〔平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		72,016
売 上 原 価		18,907
売 上 総 利 益		53,109
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		128,800
営 業 損 失		75,690
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,027	
そ の 他	59	1,087
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	46,349	
株 式 交 付 費	15,870	62,220
経 常 損 失		136,823
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	272	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	22,990	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	478	
本 店 移 転 費 用	629	24,370
税 引 前 当 期 純 損 失		161,194
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	872	872
当 期 純 損 失		162,067

## 株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		自 己 株 式			株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金					
			繰越利益剰余金					
平成26年4月1日 残高	811,201	814,203	△1,532,169	△57,106	36,128	7,564	43,693	
事業年度中の変動額								
新株の発行	237,631	237,631			475,262		475,262	
当期純損失			△162,067		△162,067		△162,067	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	455	455	
事業年度中の変動額合計	237,631	237,631	△162,067	-	313,194	455	313,650	
平成27年3月31日 残高	1,048,832	1,051,834	△1,694,237	△57,106	349,323	8,020	357,343	

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月12日

パス株式会社  
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員      公認会計士      笥      悦 生      ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士      大 塚 貴 史      ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該注記に記載されている通り、会社は当該状況を解消するため、当連結会計年度に行われた新株予約権の行使による増資を始めとした各種対策を検討しているものの、それらが実施途上であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月 12 日

パス株式会社  
取締役会 御中

#### 清和監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 笥 悦 生 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 貴 史 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前事業年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該注記に記載されている通り、会社は当該状況を解消するため、当事業年度に行われた新株予約権の行使による増資を始めとした各種対策を検討しているものの、それらが実施途上であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、管理本部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

パ ス 株 式 会 社      監 査 役 会  
常 勤 監 査 役 福 田      優 ⑩  
監 査 役      木 寅 雅 之 ⑩  
(社外監査役)  
監 査 役      西 澤 滋 史 ⑩  
(社外監査役)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款の第26条第2項（取締役の責任免除）及び第36条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役の責任免除） 第26条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除） 第26条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役等でない取締役との間に</u>、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>（監査役の責任免除） 第36条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>（監査役の責任免除） 第36条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

## 第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領により、当社及び当社完全子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人に対して新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。また、本議案は、会社法第361条及び第387条の規定に基づき、基本報酬に係る取締役及び監査役の報酬枠とは別枠にて、当社の取締役及び監査役に報酬等として付与する新株予約権の算定方法及び内容につきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）、監査役は3名です。

### 1. 特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行する理由

ストックオプション（新株予約権）を付与することは、当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることだけでなく、優秀な人材の獲得、人材流出を防ぐ目的として活用できるなど、業績改善が喫緊の課題である当社の状況において、非常に有効なインセンティブ効果が期待できるものと考えております。

そのため、当社はストックオプション（新株予約権）を戦略的かつ効果的に機動性をもって活用していくために、新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任し、運用できる体制を構築したいと考えております。

その考えに基づき、本新株予約権においては、当社及び当社完全子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人に対して新株予約権を無償で発行したいと存じます。

なお、本新株予約権は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を付与することは、株主と当社及び付与対象者の利益を一致させるものと考えております。

### 2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

#### ① その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記③に定める内容の新株予約権5,816個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は、581,600株を上限として、下記③(1)により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

#### ② 新株予約権と引換えに払い込む金銭

その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

③ その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- (i) 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

- (ii) 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (iii) さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたる時は、その前日を最終日とする。
- (4) 新株予約権の行使の条件
- (i) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社完全子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは使用人であること（これらいずれかの地位を任期満了、社内規則に従って退任または退職した後に、これらいずれかの地位に就任する場合を含む。）を要する。
  - (ii) 新株予約権者は、故意または重大な過失によって、当社に甚大な損害を与えた場合は、新株予約権を行使することができない。
  - (iii) 新株予約権者は、禁固以上の刑に処せられた場合、判決の確定以後、新株予約権を行使することができない。
  - (iv) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
  - (v) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (7) 新株予約権の取得条項  
以下の(i)、(ii)、(iii)、(iv)または(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (ii) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (v) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (8) 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の設立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の設立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。
- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(2)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間  
上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(5)に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(viii) 新株予約権の取得条項

上記(7)に準じて決定する。

(9) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役に付与する新株予約権は2,908個（うち社外取締役分は582個）を上限とし、当社監査役に付与する新株予約権は814個を上限とする。

当社取締役及び監査役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

## 第3号議案 特定引受人との間の総数引受契約の承認の件

### (1) 成長戦略実現のための資金調達と割当予定先の選定理由

当社は、平成26年6月に開催された定時株主総会を経て経営体制を新たにし、業績の拡大及び企業価値向上に取り組んで参りました。具体的には、従来の事業である旅行事業と決済代行業業に加え、企業再生の実績を持った経営陣のもと、新たな事業構築と既存事業の改革を進めてまいりました。既に新たな事業として開始した「戦略コンサルティング事業」、「eコマース事業」の展開を目的に設立した株式会社P A T Hマーケット及び「メディア事業」が当社の成長戦略であり、これら新たに開始した事業は従前からの事業（決済代行業業、旅行事業）とのシナジーを生み出すことで、今後、事業全体の成長と収益を生み出して行く計画です。

当社は上記計画の実現のために、以下の三事業領域で複数の企業への資本参加及び買収を検討しておりこの推進にあたり必要となる投資資金及び運転資金を調達する必要があります。

- i. T Vショッピング、eコマース、ダイレクトマーケティングなど通信販売事業
- ii. ライフスタイル商材、化粧品、美容健康食品の企画・開発・販売事業
- iii. W e bメディア及び出版事業

そこで、当社は、これらに関する資金調達にあたり、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等で当社の再生で支援を頂き、当社の株主であるO a k キャピタル株式会社から第三者割当による新株予約権の発行を通じた事業資金投資の提案があり、その提案内容について十分検討を進めた結果、既存

株主の利益へ充分に配慮しつつ資金を調達し、当社の事業モデルの充実・拡大を進め、企業価値を最大限に高めるために第三者割当による新株予約権の発行を行うことが最良の選択肢であると判断いたしました。

(2) 特定引受人との総数引受契約の締結

第三者割当による第8回新株予約権の発行に関し、その引受人であるOakキャピタル株式会社は、会社法244条の2第1項に規定する特定引受人に該当するところ、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を有する株主が、同項の事項について記載した有価証券届出書の提出日である平成27年5月27日から2週間以内に、当該特定引受人による第8回新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知したことを条件として、同条第5項の規定に基づき、当該特定引受人との間の総数引受契約の締結につき、ご承認をお願いするものであります。

I 第8回新株予約権（以下「本新株予約権」）の発行概要

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| (1) 新株予約権の払込金額の総額          | 金9,125,952円  |
| (2) 申込期日                   | 平成27年6月29日（月）  |
| (3) 割当日及び払込期日              | 平成27年6月29日（月）  |
| (4) 募集の方法                  | 第三者割当の方法により、本新株予約権の全てをOakキャピタル株式会社に割り当てる。  |
| (5) 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式5,244,800株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」）は100株とする。）。なお、一般的な行使価額の調整条項により行使価額が調整される場合には、割当株式数は調整される。生じる端数は切り捨てる。 |
| (6) 新株予約権の総数               | 52,448個  |
| (7) 各新株予約権の払込金額            | 本新株予約権1個につき金174円（新株予約権の目的である株式1株当たり1.74円）  |
| (8) 行使に際して出資される財産の価額及び算定方法 | 行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額に割当株式数を乗じた額とする。当初行使価額は286円とし、一般的な行使価額の調整条項により調整される。                                      |
| (9) 新株予約権の行使期間             | 平成27年6月29日から平成29年6月28日までとする。   |
| (10) 新株予約権の行使条件            | 一部行使はできない。   |
| (11) 新株予約権の譲渡制限            | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。   |
| (12) 新株予約権証券               | 発行しない。   |

- (13) 新株予約権の行使により増加する資本金等 行使により増加する資本金は資本金等増加限度額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、残額を資本準備金とする。
- (14) 合併等における新株予約権の取扱 本新株予約権に準じて交付する。

## II 特定引受人に該当する割当予定先の概要

- (1) 商号 O a k キャピタル株式会社
- (2) 所在地 東京都港区赤坂八丁目10番24号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 竹井 博康
- (4) 事業内容 投資銀行業
- (5) 資本関係 O a k キャピタル株式会社は、平成27年3月31日において、当社普通株式3,812,200株及び当社第6回新株予約権3,965個（その目的となる当社普通株式1,982,500株）を保有しております。

## III 特定引受人との総数引受契約の内容

当社は、本議案の承認を条件として、以下の内容により、特定引受人であるO a k キャピタル株式会社との間で、会社法第244条第1項に定める本新株予約権の総数の引受けを行う契約を締結いたします。

(以下写し)

### 新株予約権総数引受契約書

パス株式会社（以下「甲」という。）及びO a k キャピタル株式会社（以下「乙」という。）は、甲が平成27年5月27日開催の取締役会決議及び同年6月26日開催の株主総会決議に基づき、パス株式会社第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行し乙が本新株予約権の総数を引き受けることに関して、以下のとおり会社法第244条第1項に規定する総数引受契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（新株予約権の発行及び引受け、並びに払込み）

甲は、第三者割当により、本新株予約権52,448個（本新株予約権の目的となる株式は、社債、株式等の振替に関する法律の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式である。）を発行し、その全てを、乙に対し割当日である平成27年6月29日に割当て、乙は、割り当てを受けた本新株予約権の全てを引き受け、これに係る本新株予約権の払込金額の全額を、払込期日である平成27年6月29日に、甲の指定する払込取扱場所に振込の方法により払い込むものとする。振込に係る手数料は、払込人の負担とする。

第2条（準拠法及び裁判管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上を証するため、甲及び乙は、本契約書の正本2通を作成し、各当事者が各1通を保有する。

平成27年6月29日

甲： 東京都港区虎ノ門五丁目1番5号  
パス株式会社  
代表取締役CEO 柴田励司

乙： 東京都港区赤坂八丁目10番24号  
Oakキャピタル株式会社  
代表取締役 竹井博康

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区下宮比町2番12号

株式会社ディスコ 神楽坂 Human Capital Studio 地下1階 B1ホール

T E L : 03-5804-5500



## [交通のご案内]

- J R 飯田橋駅東口より徒歩5分
- 東京メトロ 有楽町線・南北線・東西線  
飯田橋駅（出口B1）より徒歩3分
- 都営地下鉄 大江戸線飯田橋駅（出口C1）より徒歩3分

# 事業説明会のご案内

定時株主総会終了後にパスグループのIR活動の一環として事業説明会を下記のとおり開催させていただきます。

ご多忙中とは存じますが、何卒多数の皆様のご出席を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）定時株主総会終了後

2. 内 容 当社事業の概要

<ご説明者（予定）>

パ ス 株 式 会 社

代表取締役CEO 柴田 励司

パ ス ・ ト ラ ベ ル 株 式 会 社

代表取締役社長 瀧谷 知之

株 式 会 社 g i f t

代表取締役社長 山本 由樹

※内容については、変更の可能性もございます。

以 上